

2010年度 早稲田大学法学部 横川敏雄記念公開講座

『憲法裁判の現場から考える』

日 程: 2010年6月5日(土)~7月3日(土) 毎週土曜日 13:00~14:30<全5回>

会 場: 早稲田大学 早稲田キャンパス8号館B107教室

* 連続講義ではありますが、一回ごとの完結型になっておりますので、ご興味のある回のみの参加も可能です。

* 入場無料 事前の申込みは不要です。直接ご来場下さい。

5月18日に憲法改正手続法が施行される。再び、憲法改正をめぐる論議が活発化するだろう。だが、この国では、「憲法とは何か」という根本的な問題を脇に置いていたまま、その改正の是非が論じられる傾きが強い。

今年度の本講座では、憲法それ自体についてじっくり考えてもらう機会を提供することにしたい。様々なアプローチの仕方があるが、ここでは、著名な憲法裁判を通じて、憲法がどのように活かされてきたかを具体的に検討していく。

そこで、憲法裁判の現場に直接・間接に関わってこられた方々をお招きし、憲法を活かす実践例について語ってもらうことにした。法律を学ぶ学生諸君はもとより、多くの市民の方々にも、「憲法とは何か」に関する知見を深める場になれば幸いである。

第1回 6月5日(土)「総論:憲法裁判の課題と可能性(憲法81条)」

東京大学名誉教授 奥平 康弘



日本国憲法が採用した違憲審査制は、60年以上の経験を積んできた。最高裁における違憲判決は少ないが、下級裁判所では多数の憲法判例が蓄積されている。

そこで、憲法裁判に関する研究者として、この国の第一人者といつてもよい奥平氏に、憲法裁判の可能性について、その理論と実践の両面から分析していただくことにした。

講師: 奥平 康弘

第2回 6月12日(土)「長沼ナイキ基地訴訟(憲法前文、9条)」

早稲田大学法学学術院教授 水島 朝穂



長沼ナイキ事件第一審判決(1973年)は、自衛隊が憲法9条違反であると判断した最初の判決である。その担当裁判長だった福島重雄氏が、判決から35年ぶりにこの裁判について語った。

昨年、それを聞き取って出版した水島氏に、福島元裁判長との仕事を通じて得られた、長沼事件に関する隠れたエピソードと、この裁判の現代的意義について語ってもらう。

講師: 水島朝穂

第3回 6月19日(土)「朝日訴訟(憲法25条)」

NPO法人朝日訴訟の会理事 朝日 健二



朝日訴訟は別名「人間裁判」とも呼ばれ、生存権に関わる事件としてつとに有名である。朝日健二氏は原告の朝日茂氏の養子となり、茂氏の逝去後に訴訟を承継した、まさに当事者である。折からの不況と雇用情勢の悪化にともない生活保護受給者数が増大している。

朝日訴訟の元原告の話を通じて、朝日訴訟の現代的な意味を考えたい。

講師: 朝日健二

第4回 6月26日(土)「教科書検定違憲訴訟(憲法21条、26条)」

弁護士、元茨城大学教授 新井 章



家永三郎氏を原告として、第三次訴訟まで、30年以上にわたり取り組まれた教科書裁判において、新井氏は原告代理人を務めた。氏は、長沼ナイキ基地訴訟、朝日訴訟、堀木訴訟、旭川学力テスト事件等々、数多くの著名憲法裁判に関わってこられた。

今回は教科書裁判を中心に、「体験的憲法裁判史」を語っていただく。

講師: 新井 章

第5回 7月3日(土)「在外邦人選挙権制限違憲訴訟(憲法15条、43条、44条)」

弁護士 喜田村 洋一



日本国憲法が採用した違憲審査制は、60年以上の経験を積み2005年9月14日、最高裁は6種類7例目となる違憲判決を出した。喜田村氏が原告代理人を務めた在外邦人選挙権制限違憲判決である。

氏は、法廷でのメモ採取権に関する「レペタ事件」や、メディア関連事件の専門家でもあるが、違憲判決を勝ち取った当事者として、憲法裁判の実践例について具体的に述べていただき、今後の教訓を導き出したい。

講師: 喜田村 洋一